

監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による監査の結果に関する報告について、同条第9項及び八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和8年2月26日

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

記

1 監査の対象部局等

- (1) 公益財団法人八尾市国際交流センター（所管 人権ふれあい部人権政策課）
- (2) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター（所管 魅力創造部労働支援課）
- (3) 一般社団法人八尾市観光協会（所管 魅力創造部観光・文化財課）
- (4) 八尾市学校給食会（所管 教育委員会事務局学務給食課）

2 監査の結果に関する報告

別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査の結果に関する報告については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

## 監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

令和7年7月7日から令和8年2月24日まで

#### 2 監査の対象団体

- (1) 公益財団法人八尾市国際交流センター（所管 人権ふれあい部人権政策課）
- (2) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター（所管 魅力創造部労働支援課）
- (3) 一般社団法人八尾市観光協会（所管 魅力創造部観光・文化財課）
- (4) 八尾市学校給食会（所管 教育委員会事務局学務給食課）

#### 3 監査の対象

令和6年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度に係るものも対象とした。）

#### 4 監査の着眼点

本市からの補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているか等を主な着眼点とした。

#### 5 監査の実施方法

事前に提出を求めた関係書類の内容の確認、照合等をするとともに、事務の執行状況について聴取や質問をする等の方法により実施した。

#### 6 監査の結果

本市からの補助金に係る出納その他の事務については、次の指摘事項のとおり改善等を要するものを除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項については必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努めるとともに、これらの事項について必要な措置が講じられたときは、遅滞なく監査委員に報告されたい。

## 指 摘 事 項

### [ 公益財団法人八尾市国際交流センター ]

#### 1 経理事務について

公益財団法人八尾市国際交流センター財務会計規程では、会計責任者と経理責任者は別の者を充てることになっているが、令和6年度において会計責任者と経理責任者を同一人が兼務し、別の者が指名されていなかったため、適正な事務処理に改められたい。

### [ 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター ]

指摘事項はない。

### [ 一般社団法人八尾市観光協会 ]

指摘事項はない。

### [ 八尾市学校給食会 ]

#### 1 八尾市学校給食会食材等補助金に関する事務について

本給食会は、市から、学校給食に係る食材費等を補助対象経費とする八尾市学校給食会食材等補助金の交付を受けているが、その交付等に関する手続や業務の実施において次のようなものが見受けられたため、適正な事務処理に改められたい。

- (1) 市に補助金の交付申請や実績報告等をする際に、本給食会において決裁手続が行われていない。
- (2) 市に補助金交付申請書や補助金実績報告書を提出する際に、八尾市補助金交付規則や八尾市学校給食会食材等補助金交付要綱に基づき添付すべき書類の一部を添付していない。
- (3) 本給食会が行う食材等の調達に関する入札の実施や契約の締結等に係る起案文書に、決裁者等として本市教育委員会事務局における職を表示している。
- (4) 食材等の調達に関する入札の実施や契約の締結、代金の支出の決定等に係る決裁者の区分が定められていない。
- (5) 本給食会の事務局職員については、本市教育委員会事務局学務給食課の職員から本会の事務局長が指名するよう八尾市学校給食会会則に定められているが、指名に係る手続が行われていない。